

## ガイドライン(案)の主な修正事項

| 修正区分                     | 修正趣旨等  | ページ | 段落          | 修正前  | 修正後   |
|--------------------------|--|-----|-------------|--|---|
| パブコメ意見による修正              | ① フィルムバッジ以外の個人線量計の着用もできるように修正した。   | 7   | 7           | フィルムバッジの着用   | フィルムバッジ等の個人線量計の着用   |
|                          | ② 環境省の見解(排ガス中の放射性物質を除去する高度の機能を有する排ガス処理設備を備えている施設であれば良い)を踏まえ修正した。                         | 8   | 7(3)        | 焼却処理等は、バグフィルターが設置されている施設又はこれと同等のばいじん捕集能力を有する排ガス処理装置(電機集塵機に併せて活性炭吹込装置等の排ガス吸着能力を有する装置など)が設置されている施設で行う。 | 焼却処理等は、ろ過式集じん方式の集じん機等、排ガス中の放射性物質を除去する高度の機能を有する排ガス処理設備を備えている施設で行う。   |
|                          | ③ コンテナの陸揚げ前に測定ができない場合においては、陸揚げ後速やかに測定することを記載した。  | 15  | 9(4)ア(記載なし) |  | 測定場所がない等の理由で陸揚げ前の測定ができない場合には、陸揚げ後速やかに測定する。  |
| 委員からの口頭意見及び市町等の提出意見による修正 | ④ 焼却灰等を湿潤状態とし飛散・流出を防止するとともに、市町等の運搬実情を踏まえ同等程度の運搬方法に修正した。                                  | 8   | 7(3)        | フレコンバッグ、ドラム缶等の容器に入れて荷台シート掛けのダンプトラックで行うか、天蓋車による。ダンプトラック又は天蓋車のシート掛けについては、二重掛けにする。                      | フレコンバッグ、ドラム缶等の容器に入れて運搬するか、焼却灰等を湿潤状態にしたうえで、ダンプトラック(荷台シート掛け)又は天蓋車により運搬する。   |
| 市町等の提出意見による修正            | ⑤ 焼却施設等以外の場所や鉄道以外において、災害廃棄物の積み替え保管を行う場合の敷地境界における空間線量率の測定を記載した。                           | 8   | 7(2)        | (なし)   | 焼却施設等以外の場所で、積み替えて災害廃棄物を焼却施設等に搬入する場合は、積み替え作業中の飛散・流出防止を図るとともに、積み替え後の運搬においても、フレコンバッグに入れてシート掛けする等、運搬中の飛散流出防止措置を講じること。 |
|                          |  | 16  | 9(5)        | 鉄道(三重県)  | 輸送経路の積み替え保管(三重県)  |
|                          | ⑥ 施設建屋の面積が狭い小規模な施設においても、コンテナ保管と同様の飛散防止効果のある保管方法が適用できるような運用方法に修正した。                       | 8   | 7(3)        | 原則、搬入されたコンテナのまま行う。   | 飛散防止のため、原則、コンテナ等の容器で行うか、または屋内に行う。   |
| 内容修正                     | ⑦ 災害廃棄物の処理をより広範に行うため、民間施設設置者を含めた表現(施設設置者、焼却施設等)に修正した。                                    | 3   | 6(2)        | 市町等(市町、一部事務組合、広域連合を含む。<br>以下同じ)  | 施設設置者   |
|                          |  | 4他  | 6(6)他       | 受入市町等  |   |
|                          |  | 7   | 7(1)        | 三重県内の自治体   | 焼却施設等   |
|                          |  | 8他  | 7(2)他       | 受入市町等  |   |
|                          | ⑧ 処理工程が標準的な場合と異なることを踏まえ、個別計画に定めるケースを記載した。  | 7   | 7           | 標準的な処理工程は(1)から(5)により行う。また、処理の流れは図3のとおりである。   | 標準的な処理工程は以下のとおりとする。また、処理の流れは図3のとおりである。なお、標準的な処理工程と異なる場合の対応については、個別計画に定める。(記載場所の移動あり)                              |
|                          |  | 13  | 9           | (なし)   | 標準的な処理工程に係る放射線測定の対象、項目、目安値、測定頻度、測定方法等について、(1)から(9)に示す。<br>なお、処理工程が記載内容と異なる場合の放射線測定については、個別計画において定めるものとする。         |
|                          | ⑨ 密閉式のコンテナでは焼却施設への搬入できない施設があることから、密閉式コンテナと同様に、飛散・流出及び悪臭の防止を図ることができる フレコンバッグも使用できるよう修正した。 | 7   | 7(1)        | 飛散、流出及び悪臭の防止を徹底するため、密閉式のコンテナを使用する。   | 密閉式のコンテナ等を使用することで、飛散、流出及び悪臭の防止を図る。  |